

産業人財育成・外国人雇用対策特別委員会会議録

令和元年 7 月26日

場 所 第3委員会室

令和元年7月26日（金曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○意見交換会

宮崎県漁業協同組合連合会
日南市漁業協同組合
外浦漁業協同組合
農業生産法人 有限会社 四位農園
香川ランチグループ

1. 外国人材の受入れについて

○協議事項

- 1. 県内調査について
- 2. 県外調査について
- 3. 次回委員会について
- 4. その他

出席委員（12人）

委 員 長	西 村 賢
副 委 員 長	高 橋 透
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	外 山 衛
委 員	野 崎 幸 士
委 員	山 下 寿
委 員	脇 谷 のりこ
委 員	田 口 雄 二
委 員	河 野 哲 也
委 員	来 住 一 人
委 員	囪 師 博 規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

意見交換のため出席した者

宮崎県漁業協同組合連合会

参 事 長 友 和 久
日南市漁業協同組合

総 務 部 長 福 嶋 由 二
外浦漁業協同組合

参 事 小 玉 秀 明
農業生産法人 有限会社 四位農園

代表取締役社長 四 位 栄 介
香川ランチグループ

代 表 香 川 憲 一

事務局職員出席者

政 策 調 査 課 主 幹 千 知 岩 義 広
政 策 調 査 課 主 査 菊 地 潤 一

○西村委員長 ただいまから産業人財育成・外国人雇用対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程であります。お手元に配付の日程案をごらんください。

本日は、外国人材を活用している農畜水産業関係の企業・団体との意見交換を行います。

資料1をごらんください。

御出席いただきますのは、ごらんの5名の方々でございます。それぞれに御説明をいただいた上で、意見交換をしたいと思います。

なお、意見交換に当たっての参考としていただくため、資料2のとおり、本県の農業分野における外国人労働者について、書記が作成した参考資料をお配りしておりますので、御確認いただきたいと思います。

5名の方々との意見交換の後に、県南調査、県外調査、次回委員会等についての協議をしたいと思います。

このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 そのとおり決定をいたします。
それでは、出席の皆様にご入室いただきますので、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。
ただいまから宮崎県議会産業人財育成・外国人雇用対策特別委員会と農畜水産関係企業・団体の皆様との意見交換を開始させていただきます。

初めに、一言御挨拶を申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長をしております西村と申します。日向市選出の議員でございます。きょうはお忙しい中、県議会までお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

本日御出席いただいた皆様方には、人手不足の状況、また、外国人材の活用の取り組み等について話を伺い、また、その後に意見交換をしたいと思っておりますので、最後まで御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、座って委員の紹介をさせていただきますと思います。

隣が日南市選出の高橋透副委員長です。

左側から、児湯郡選出の坂口博美委員です。

日南市選出の外山衛委員です。

宮崎市選出の野崎幸士委員です。

児湯郡選出の山下寿委員です。

宮崎市選出の脇谷のりこ委員です。

右側になります。都城市選出の星原透委員です。

延岡市選出の田口雄二委員です。

延岡市選出の河野哲也委員です。

都城市選出の来住一人委員です。

児湯郡選出の函師博規委員です。

早速ではございますが、まず、皆様からの御説明をいただきたいと思っております。

最初に、宮崎県漁業協同組合連合会様をお願いいたします。

○長友参事 ただいま御案内いただきました漁連の長友と申します。よろしく申し上げます。

本日は、外国人の雇用制度を導入し、取り組まれております日南市漁協から福嶋部長、外浦漁協から小玉参事、漁業界のほうから3名参加させていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

説明に入ります前に、今回、6月の補正予算で特定1号への移行に伴います登録支援機関に係る漁協の事務負担が増加しているということで、早速、県議会のほうで雇成型漁業労働力安定確保対策事業を予算措置いただきました。大変ありがたく、現場からも感謝の声が届いております。今後とも御支援をよろしくお願い申し上げます。今後、活用に向け、現場のほうで手続等を進めてまいりたいと存じます。

それでは、着座にて説明させていただきます。

私のほうからは、外国人雇用等の状況についてというこちらの資料で説明させていただきますと思います。

まず、漁業分野における外国人の受け入れ制度についてということで、県内の外国人の漁船員の受け入れの方法ですが、①としまして外国人技能実習制度、②としまして漁船マルシップ方式、③としまして特定技能外国人の受け入れ制度の3つの形態がございます。現在の実情としましては①及び②が主流となっておりますが、③につきましても、制度の活用に向け、現在、運用等の検討・手続が進められている現状でございます。

まず、外国人技能実習制度についてでございます

ますが、仕組みとしましては、開発途上国への国際貢献と国際協力を目的として、日本の技術・技能・知識の修得を支援する制度となっております。条件としまして、その国で行われている漁業種類でなければならないということがございます。現在、5年間の実習期間となっておりますが、赤の帯の下のほうに米印がありますとおり、4年から5年目の研修期間の延長につきましては、平成29年11月1日から施行されました「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づくものということで、従来3年間で5年間に延長されている現状でございます。1年目ですが、黄色い枠取りをしておりますが、まず、入国しますと、一定の講習・座学を受けていただきます。その後、実習に入るということになっております。この間は雇用関係にありまして、技能実習のための雇用契約を締結する形になります。赤の帯のほうを見ていただきますと、まず、1年目につきましては、在留資格は技能実習1号という資格になっております。1年目から2年目に上がるときに初級試験というのを受けていただきまして2年目に入るということになっております。2年目と3年目については、技能実習2号という在留資格で在留をしていただくことになります。さらに、3年目と4年目の間には専門級の試験というのがございまして、こちらのほうに合格しますと、4年目、5年目は技能実習3号という在留資格で在留していただく形になっております。

次に、参考でございますが、関係法令としましては出入国管理及び難民認定法に基づくものがございます。期間につきましては平成29年から5年になっております。入国形態につきましては、研修あるいは特定活動のビザにて入国を

する形になっております。混乗割合ということで、日本人と外国人と一緒に混乗しますので、外国人が定員の5割以下になるというルールがございまして。

次に、(2)の漁船マルシップのほうに移ります。

仕組みとしましては、日本法人等が所有する漁船——これは日本船舶ですが、これを外国法人等に貸し渡し——これは裸用船というものでございます——当該外国法人が外国人船員を乗り込ませたものを貸渡人たる日本法人等がチャーターバック——定期用船し、運航・操業する方式となっておりますが、なかなかわかりづらいと思いますので、めくっていただきまして裏面を見ていただきますと、左側の一番上に日本法人等ということで船主Aがございまして、右側が外国法人等——船主Bとなっております。

まず、日本法人等（船主A）が日本人の船員を乗せた船を右側の外国法人のほうに貸し渡します。外国法人が日本人の船員に加え、外国人の船員を乗船させまして、赤の矢印ですけれども、それを定期用船ということで日本法人のほうにチャーターバックします。それに基づいて、日本法人は日本人と外国人の混乗による形式によって操業するというものになっております。

参考ですが、関係法令につきましては船舶職員法となっております。期間については特段の設定はないということで、基本的には本人との契約に基づくということになっております。しかしながら、国によっては、フィリピンあたりは出稼ぎ法ということで1年間という限定のある国もございまして、入国形態につきましては、最寄りの入管に対して乗組員の上陸の許可をルールに基づいて申請して許可を受けるというルールがございまして。混乗割合については、宮崎の

場合、20トン未満船については日本人3人以上という条件がございます。あと、110トン以上の船もおりますので、こちらのほうは日本人が6人以上というルールがございます。

次に、(3)の特定技能外国人受け入れ制度(特定技能1号)についてでございます。現状の場合同様、今のところ、特定技能1号のみの許可となっております。仕組みとしましては、国が漁業を含む14分野を指定しておりますが、特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留許可となっております。

相当程度の知識ということで、基本的には、外国で実施されます技能試験、それから日本語試験に合格された方ということでございますが、宮崎の場合は技能実習制度をやっておりますので、それを活用することができます。その条文については2年10カ月以上在留し、技能実習2号を良好に修了した者は除くとなっておりますので、自動的に特定技能の対象者となります。

下のポンチ絵でございますが、一番上のブルーが出入国在留管理庁ということで監督官庁となっております。一番下の黄色が外国人となっております。右側の受け入れ機関は漁業者の方々ということでございます。基本的には漁業者が全て外国人を支援したり、そういった作業を完了できればよろしいんですけども、実態としてなかなか難しいということもありますので、そのサポートということで、ブルーの矢印がありますが、左側の登録支援機関と漁業者が支援の委託の契約を結ぶことによって、登録支援機関のほうで外国人をサポートしたり、受け入れ機関にかわる業務をやることによって特定技能を受け入れる環境が整うということとなっております。しかしながら、登録支援機関

につきましては、支援責任者及び1名以上の支援担当者を置くとか、そういった幾つかの要件があります。

それでは、次のページです。参考ですが、関係法令については出入国管理及び難民認定法、期間については1年、6カ月または4カ月ごとの更新が必要であるということで、通算で上限5年までは期間が認められております。入国形態については特定技能のビザで入っていただくことになっております。混乗割合は外国人が定員の5割以下となっております。

次のページに移っていただきますと、こちらは本県の漁業分野における外国人受け入れ状況でございますが、まず、外国人の技能実習制度ということで、左側、縦に漁協名があります。一番北、延岡寄りの北浦漁協さんから本日お越しいただいております小玉参事が所属されておられる外浦漁協さんまでの合計となっております。上段の右に向かって、現在、漁業種類としては、カツオ一本釣り、マグロ延縄、大型定置、中型旋網、この4漁業種類がこちらの制度を活用しております。中身の詳細は後ほど見ていただくということで、右下隅を見ていただきますと、現在、漁業分野では264名の技能実習生がいらっしゃいます。

次のページのマルシップ制度でございますが、少し資料が古いですが、去年の9月時点ということで、左側が一番北部の島浦町漁協さんから南の串間市東漁協さん、無所属というのも1隻ございます。右に向かって、隻数、日本人数、外国人数となっております。去年9月末時点と現在もほぼ変わりません。逆に、マルシップ制度を導入されている船が去年からまたふえておりますので、この数字以上の数字が現状だと思います。現在、県内で52隻がこの制度を利

用しております。右片隅ですが、現在は269名ということになっております。

それと、欄外に書いておりますが、マルシブはマグロ延縄のみの活用となっております。したがって、先ほど説明いたしました技能実習で264名ということですので、合計しますと、県内の漁業分野では常時530人を超える外国人の方が雇用されているという実態となっております。

私のほうからは以上でございます。

続きまして、日南市の福嶋部長のほうからお願いいたします。

○福嶋総務部長 ただいま紹介いただきました日南市漁協の福嶋といたします。よろしくお願いたします。

それでは、当漁協の概要から簡単に説明させていただきます。

お手元の資料、日南市漁協における外国人受け入れについてという資料をごらんください。

当日南市漁協は、平成5年7月に、旧日南市内のマグロ漁業主体の油津漁協、カツオー本釣り漁業が主体の大堂津漁協、磯建網漁業が主体の鶴戸漁協の3漁協で合併しております。

2番の組合員数でございますが、平成30年度の業務報告書において、正組合員123名、准組合員が21名、合計144名の組合員となっております。

下表には、過去10年間の組合員数の推移を載せておりますが、見てのとおり、年々減少している傾向がございます。10年前、平成21年には組合員数268名でしたが、平成30年は約半数近くまで減少しているという状況がございます。

また、その下の表には、組合員の年齢構成表のグラフを載せておりますが、60歳以上が全体の66%を占めているような状況でございます。平均年齢で63.5歳と高齢化が進んでいるという

ように思っております。

続きまして、3の水揚げの状況でございます。平成30年度の業務報告書において、所属船は、カツオ船が19トン船から119トン船まで7隻ございますが、水揚げ数量で3,654.9トン、水揚げ金額で11億7,089万円です。マグロ船は9.7トンから19トン型まで13隻ございまして、数量で1,144.3トン、金額で10億2,975万円です。沿岸漁業の小型船5トン未満の船でございますが、109隻ございまして、数量で240.2トン、金額で2億883万円です。合計で129隻、24億947万円でございます。うちは市場を持っていますので、外来船の水揚げの金額の15億3,589万円と合わせまして、39億4,536万円の水揚げ実績でございます。

なお、本年6月においては、皆さん御承知のとおり、カツオ漁船の不漁等、前年度対比で水揚げ金額が約1億5,168万円減少しております。

次ページをお願いいたします。

外国人実習生及びマルシブ外国人船員の受け入れの状況でございます。当漁協では、カツオ船は外国人技能実習制度、マグロ船は漁船マルシブ制度の形態で受け入れを行っております。

カツオ船は平成7年より受け入れを行っており、現在6隻、19トンから119トン型でございますが、実習生の1号から3号生をインドネシアより34名の受け入れをしております。下表には、年齢別構成表と日本人船員との乗船割合を載せております。日本人船員は60代、外国人は20代が主体となっており、平均年齢は41.5歳、日本人の平均年齢は56.5歳というふうになっております。乗船割合は、外国人は日本人の5割以下の制限により、日本人は47名で58%、外国人は先ほど言いました34名で42%の割合となっております。

ます。

続きまして、マグロ船は平成8年より外国人研修生の受け入れを行っていましたが、平成16年より徐々にマルシップ制度に移行しております。平成24年には全てのマグロ船がマルシップ制度のほうに移行し、受け入れをしております。現在12隻、15トン船から19トン型でございますが、マルシップ外国人船員をインドネシア及びフィリピンより54名の受け入れを行っております。下表には、年齢別構成表と日本人との乗船割合を載せております。日本人船員は40代から60代、外国人船員は20代から30代が主体となっております。平均年齢39.2歳です。日本人の平均年齢は50.4歳となっております。なお、乗船割合は、日本人は3名以上の条件になっております。日本人36名で40%、外国人45名で60%の割合となっております。

資料にはございませんが、新たな外国人の受け入れ制度である特定技能について、当漁協としては、受け入れ事業者のニーズを踏まえ、外国人技能実習生、マルシップ船員の受け入れと並行して、受け入れ体制の構築・整備を行っていかねばならないというように思っております。今後、当漁協の登録支援機関の申請・登録を初めとして、受け入れにおける外国人のスキルアップについて、今回、新たに事業として創設いただきました県の雇用型漁業労働力安定確保対策事業などを活用させていただき、制度の推進を図っていきたいと思っております。

日本人新規就業者育成・確保の取り組みも、現在、全国就業者フェアへの参加、海洋高校を対象とした漁業ガイダンスへの参加、宮崎県高等水産研修所への求人など、リクルート活動を行い、また、当漁協独自で取り組んでおります漁協青壮年部による「くろしおおさかな探検隊」、

日南市内の小学4年生から6年生を対象に漁業の体験をしていただき、将来の後継者育成の活動を行いながら、県の協力を受け、国の補助事業を活用し、高収益型漁業の構築に取り組んでいこうというふうに思っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○小玉参事 外浦漁協の小玉です。座ったまま説明をさせていただきます。

資料をごらんいただきたいと思います。簡単に説明をさせていただきます。

当組合は、カツオ一本釣り漁業が7隻、マグロが2隻、定置が1ヶ統、沿岸漁業で33隻といった漁業内容になっております。

組合員数としましては、平成21年度の134名から昨年の平成30年度の99名というように減少しているところでございます。また、年齢構成としましては、平均年齢が62歳です。62人となっておりますけれども、62歳に変更していただきたいと思います。その中に60代以上の方が60名いるという非常に高齢化している状況でございます。

続きまして、3番の水揚げでございます。平成30年度は当組合の総水揚げが消費税込みで19億2,000万円ほどありました。本年は、下にありますように、6月末においては前年と比較したときに2億3,769万円ほど減少している状況でございます。

次のページに関しましてはごらんいただきたいと思います。

次に、簡単に地域の漁業分野の人手不足の状況について説明をさせていただきたいと思います。

私たちの地域では、カツオ・マグロ漁業並びに定置漁業を中心に地域の産業が発展してきま

した。しかしながら、漁業の就労者がほとんどなく、乗組員の確保に苦慮している状況です。現在は、日本人の就労者を確保するために、全国の就労者フェアに参加したり、宮崎県の協力で各事業所のホームページを作成していただいたり、漁業への就労を促すといった取り組みも行っていたいただいているところでございます。また、海洋高校、高等水産研修所への乗組員の募集も、組合、漁業者と取り組んでいるところでございますが、人手不足が依然として改善されるような兆しが見えない状況でございます。今後、高齢化が進むにつれて事業継続が困難となる状況が来ています。カツオ一本釣り漁業が衰退すると、地域の関連産業も並行して衰退していくだろうというように思っているところでございます。

続きまして、外国人材の受け入れ状況でございますが、これに対しての取り組みとしましては、研修事業として平成5年から旧南郷町で研修生を受け入れ、その後、実習事業として改正されて、平成22年には単協ごとに受け入れが開始となりました。平成27年には5年の制度に改正されました。また、本年4月からは新たな外国人の制度が開始されて、外浦漁協としましては、本年7月4日には登録支援機関の申請を行ったところでございます。

カツオ一本釣り漁業で来年2月を目標にインドネシア国から11名の労働者の受け入れを開始する予定でございます。

実習事業並びに労働者の受け入れ事業を並行して取り組みたいと考えていますが、この事業は実習事業同様に書類等が多くて、職員1名とパート及びアルバイトが必要になってくるのではないかと予想しているところでございます。

また、先ほど、漁連の長友参事のほうからも

説明がありましたけれど、今回、県のほうで受け入れ体制の充実を図るための取り組み・支援、外国人材への研修等の支援といった補助金に取り組んでいただき、大変ありがたく思っております。ありがとうございます。

また、外国人材受け入れにおける今後の課題や行政への要望ということで考えているのは、現在、インドネシアでの本人による手続、通訳との協議、過去に帰国した実習生の雇用、外国人の賃金、日本人と外国人の乗船割合、外国人1人当たりの居住スペース、日本国内での資料作成、今後帰国する実習生に対する労働者としての指導等といった課題に取り組むためには、単協での費用負担と書類作成に係る人的問題が発生します。また、外国人の受け入れも必要ですが、今後、日本人の後継者を育てていかないと漁業の継続が困難になり、廃業といった状況になりかねません。日本人と外国人の乗船割合については特に喫緊の課題ではないかと思えます。今後、こういう問題を抱えながら、当組合は前に進んでいきたいと思えます。そこで我々にできないところを県の皆さんに協力をしていただきながら、前に進みたいと思えますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

次に、農業生産法人有限会社四位農園さんにお問い合わせをいたします。

○四位社長 四位農園の四位栄介と申します。座らせていただいて、御説明させていただきます。

まず、お手元の資料で、白い会社案内をお持ちしております。表面に「人が食べるものをつくるということ 私達は真剣に考えています」と書いてありますが、これは弊社の会社案内になりますので、まず、簡単に弊社の取り組みを説明させていただきます。

弊社はもともと野菜の栽培からずっとやっておりまして、2006年ぐらいから冷凍加工を始めました。ですので、野菜の栽培としての農業と野菜の冷凍加工としての加工業をやっている会社になります。加工業に関しましては工場が2カ所ありまして、1カ所が本社の旧野尻町にあります。もう1カ所が、高原町の宮崎フリーウェイ工業団地内に1カ所つくっております。これが2012年から操業中です。こちらの2つの工場が野菜の冷凍加工をやっている会社になります。

外国人技能実習生・研修生に関しましては、平成20年から研修生制度を活用しております。当初、中国からの実習生が入ってきておりました。平成23年に実習生制度に移りまして、それ以降、毎年10名ほどの実習生を入れているという形になります。現状は年間で大体30名の実習生になっておりまして、始まりは中国からの実習生だったんですけれども、現状は全てベトナム国籍に変わっております。あわせまして、3号実習生ということで、3年間働いて、プラスの2年間を継続してやるというところで、ことしの3月から3名、継続して弊社での仕事に従事するという形でやっております。あわせまして、ことしの9月には、3号として3年間、弊社で実習を終えた方が6名戻ってきまして、実習生はトータルで39名の規模になります。

こちらの形で継続していきまして、現状はベトナムからの実習生39名なんですけれども、私は先月、ミャンマーに行っただけです。今後の流れといたしまして、次の12月からの実習生はミャンマー国籍の方を入れる予定でおります。こちらはいろんな問題があるんですけれども、中国からベトナムに変わったタイミングは、たしか中国の反日の意識がすごく高まったりとかいろんな問題があったんですよね。ベトナム

に関しましては、実はすごくいい環境・状況でやっておりました。取り組みとしましては、宮崎県がベトナムのナムディン省といろいろなやりとりができてまして、向こうの日本語学校からいろいろお話をいただいて、いろんな人材を紹介していただくというような流れですごく優秀な実習生が弊社に来るようになったんですけれども、逆に、そちらの情報が密になり過ぎてしまって、今、SNSですとかがあるじゃないですか。こちらの状況がいいところも悪いところもいろいろあるかと思うんですけれども、あんまりいい情報が流れていなかったというのが多分あったんだと思います。これは憶測です。先方の学校に確認したところ、農業で手を挙げる人が少なくなったというのがことしにあったんですね。これはちょっとまずいんじゃないかということで、国を広げるといのでミャンマーに変わったんですけれども、これはもしかしたら国がどうこうというだけではなくて、弊社としての取り組みの至らない点があったんじゃないかなというふうに考えております。

別の資料にありますこちらのほうには結構いいことを書いています。書いていることにはうそはないんですけれども、実習生の実感として、ここには書かれていないようなことが多分あるんだと思うんですよ。弊社の流れでいいますと、弊社はやはり農業の会社ですので、まず、弊社で仕事を始めて1年間は、農作業をずっとやってもらいます。農作業というのは、我々の農業は分業作業になってしまっているんですね。ですので、この畑を1年間自分で耕してやるのではなくて、どちらかというと、オペレーターについて作業をする仕事ですとか、そういったものをずっと1年間やるんです。それ以降の2年目、3年目は、弊社の加工場での仕事にも入っ

てもらいます。そちらはある程度、責任を持った仕事ということで、責任を持って仕事をやらせようんですが、1年目の農作業のイメージは結構つらいものがあるんじゃないかなというのは正直なところ感じています。

そういった中で、新しい取り組みとしましては、今、弊社の33名の技能実習生のうち、11名は男性社員を入れております。こちらの男性社員はすごく優秀で、日本に来てから免許・資格をとってもらいました。農業をするに当たって、トラクターの運転をするには大型特殊という免許が必要になるんですけれども、こちらを日本の自動車学校で受けていただいて、免許をとって、今、弊社では畑から畑の移動とかもしっかりした形でトラクターの運転をベトナムの男性の技能実習生がやっております。そういったところはすごく評価をいただいております、いい形で行っているのではないかなと思います。

それから、表裏というか、いいところ、悪いところはあるんですけれども、弊社は野菜の栽培をして、2年目以降、加工場での作業に従事してもらおうというところで、農業と加工場の違いは、作業環境がやはり一番大きいんですけれども、それ以外の仕事をしている時間、要は残業代とかというのもすごく変わるんです。私どもがやっている農業は露地栽培になりますので、太陽が出てから日が沈むまでの作業になるんですね。工場の場合は明かりがありますので、残業はずっとできるんです。普通に冬場だと6時前ぐらいから真っ暗になるじゃないですか。5時過ぎぐらいからですかね。それが加工場ですと、普通に7時、8時ぐらいまで仕事ができ、変な言い方ですけども、残業はそこでできるというのが農作業と加工場の大きな違いになります。

先ほど、3年間の実習期間が終わって延長の3号実習生の声が上がっている一つの要因は、恐らく、2年目、3年目で加工場に入っている経験をしたこと、それから、そちらの環境を見ているというのが一つの大きな要因じゃないかなと思います。

あわせて、雇用体系、賃金体系に関しましては、弊社は1号実習生、2号実習生、3号実習生になるタイミングで賃金の見直しをそれぞれしておりますので、それはそれぞれで実習生に評価してもらっているかと思います。実は、弊社にはグループ会社が1つありまして、ちょっと言いにくい話なんですけれども、そちらは賃金を上げるということ自体をやっていないんですよね。そちらの会社に入ってから3年たつまで、毎年同じ賃金でやっています。片や四位農園のほうでは大体5%ずつぐらいのプラスオンがあるというところで、実は同じグループ会社なんですけれども、そこでは何かやはりちょっといろいろ波が立っているんですよね。ですので、そういったところも実はすごくシビアに見ていて、3年終わって5年継続するかとかというところの一つの大きな要因にはなっているんじゃないかなというように思っております。

大きなまとめが私の中ではまだできていないんですけれども、最初に中国から始まって、ベトナムに変わって、今回ミャンマーへ行きました。こちらの流れはずっと堂々めぐりになるんじゃないかなというように感じておまして、別にベトナムの国と宮崎県が悪いわけでもなく、もしかしたら、一法人としての努力が足りなくてそういう判断を先にやってしまうというものもあるかもしれないんですけれども、今回のテーマは外国人の雇用に対してというところもあるんですが、我々はそこにも目を向けながら、地

域に根差した農業というのをその地域の住民とやっていく必要があるかと思っておりますので、両方のバランスをとりながら、外国人がとか、日本人がとか、変にそういうのがないような環境づくりというのをやっていかななくてはいけないというように考えております。ただ、恐らく、技能実習生はこれからもふやしていきますので、もしかしたらバランスはちょっと変わるかもしれないです。以上です。

○西村委員長 次に、香川ランチグループ様をお願いをいたします。

○香川代表 川南町からやってまいりました香川と申します。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

着座にて失礼します。

カタログを持ってまいりました。このカタログを広げていただくとわかると思うんですけども、私のところは卵の生産と販売をやっています香川ランチという会社と、卵をつくっていますので、鶏卵加工ですかね、茶わん蒸し、卵豆腐等をつくる宮崎デリカフーズという会社と、鶏がおりますので、焼き鳥の製造販売及び物産館の運営ということで有限会社美国フーズという3つの会社を運営している法人でございます。一番後ろに会社の概要が書いてあるんですけど、従業員が今のところ約130名です。今、外国人研修生は3年間の技能実習生に来ていただいておりますので、ベトナムの方が3年前から取り組んでおりますので、毎年3人ずつの9名、ここの11月にまた3名来ますので、約12名ずつと運営させていただこうかなと思っている状況でございます。

また、この地域、そして業界の人手不足の状況なんですけれども、私も先ほどの四位さんも宮崎県農業法人経営者協会という組織におりま

す。宮崎県の農業法人の方々が約70社、賛助会員の方が80社、合計150社の集まりの組織で、いろんな異業種の農業法人なんですけれども、定期的にその農業法人さんたちとお話しをさせていただいても、当然これだけ少子高齢化社会ですと、皆さん、軒並み口をそろえて人手不足だということをおっしゃってございまして、労働人口が減少している中ですので、人手不足は周知の上なんですけれども、その上にプラス、この一次産業、農業というところに人が来るかというところ、これは非常に厳しいものがあるかなと思っておる次第でございます。

外国の方を採用するようになった経緯なんですけれども、多分、宮崎にも私みたいな人間がいると思うんですが、このカタログにあるように、私は3代目でございます。従業員の130人の構成の中には、私は3代目なんですけれども、私が社長のときに社員になったという方がかなりの人数いらっしゃいます。そうすると、世代交代が社員にまでどんどん進んでいまして、毎年定期的に65歳の定年を迎えるという方が3名ないし4名は出てくるんです。それを新卒生、高卒生、大卒生なりで今までは補ってきおったんですけども、こう言っは何ですが、皆さん口をそろえておっしゃいますのが、ゆとり世代の方々が産んださとり世代の子供さんということで、定着はしてくれるんですけども、なかなか将来のリーダーとしてリーダーシップを発揮してくれるような社員になるのかなというところ、少しくエスションがついてございまして、こういう若手の方には長い時間をかけて教育ないしコミュニケーションをとっていかないといけないかなと思っております。

それと同時進行で私たちが取り組んだのが外国人技能実習生でございます。私は驚いたんで

すけれども、ベトナムなんですけど、外国人の技能実習生の方々は本当に熱心に仕事をしに来られています。ですから、今、加工部門の方で、2年目の人がいらっしゃるんですけども、日本人のパートさんのリーダーみたいな感じにもうなりまして、非常に頑張ってくれていますので、外国人研修生は即戦力として、若者、大卒生、高卒生は長い時間をかけて将来の戦力としてという形でこれから取り組んでいこうかなと思っております。

少し驚いていることがございまして、国会の中継とか、新聞、マスコミ等で外国人研修生が非常にぞんざいな扱いをされているというニュース等を見受けます。最低賃金で雇ってみたり、重労働だったり、未払いがあったりとか、先ほど四位さんもお話をされておりましたけれども、私たちはそれを信じられないなと思っております。外国人の方々は携帯を持って全員入国しますので、SNSでみんなつながっていらっしゃるんですよ。だから、「ベトナム 川南町」とSNSで入力すると、川南町で働いているベトナム人が全部出てくるんですよ。それで、お互いに情報の交換をやっているようなのが現状でありまして、最賃以下でやっていますと言うとすぐに大問題になると思うんですけども、都会ではそういうことが起きているのかな、でも、地方は少しニュアンスが違うなということをお私思っております。

あと、外国の方が働きやすい環境となるような取り組みなんですけれども、別途で添付資料を準備していただいております。会社のホームページの中のお知らせにあるんですけども、私たち香川ランチグループが目指しているものというのは、まず、先ほど言いました日本人の若手の方々が長い期間にわたって働いていただ

くためにはどうすればいいか。外国人研修生が気持ちよく日本で仕事をさせていただくためにはどうしたらいいかということを考えましたときに、まず、労働環境の整備というのは絶対だなと思っております。それと、福利厚生の実充実です。そして、さらにプラスアルファ、今、宮崎県は若者の県外への流出が非常に問題視されていますけれども、若者や研修生が何かちょっと気を引くものといいますか、何かちょっとスパイスみたいなものが会社にあると、外国人研修生の方々も、若手の日本人の方々も、そういったものをつくることによって気持ちよく外国人研修生は働いてくださる。若者は県外に流出せずとも県内にとどまってくれるんじゃないかということで、今、私はコンテナハウスで村づくりを始めておりまして、最後のページにテープカットのシーンがありますけれども、これが先週の土曜日の本来でしたら落成式なんですけど、僕らはもう開村式といって勝手にやっているんですけども、こういった形で1つのビレッジをつくって、その中で研修生と日本人の若者がコミュニケーションを図り、夢を持ち、そして、その場所で働いて暮らすという、私たちはこういう言い方をしているんですけども、「夢、雇用、まちづくり、地方創生、得るものいっぱいプライスレス」というキャッチコピーで今は頑張ろうと思っておる次第でございます。外国人研修生からはちょっと話がそれてしまうんですけども、このビレッジをつくと、若者が何で県外に就職するんだろうと思ったときに、高校生とか大学生は卒業するとすぐに地方で働くために車を買わなければいけないんですね。そうすると、18歳の男の子や女の子がお仕事もしたことないし、お給料ももらったことがないのに、自動車ローンを組まなければいけないと

いうところに非常にリスクがあるんじゃないかなというところから話がどんどん行ったんですけども、ここで働くことによって、会社の敷地内で働くものですから、車を購入しなくていいんです。社用車を提供しますので、社用車を提供すると、若者は車を買わなくていい、ローンを組まなくていいんです。社用車の運用方法としては、近くの公共交通機関の駅までとするというルールをつくって、宮交のバスのバス停とか、JRの川南駅とか、高鍋駅とか、そういうところで、たまには市内にお買い物に行きたい、たまには実家に帰りたいということに対して公共交通機関を使います。そうすることによって、利用者がどんどん減っている公共交通機関まで私たちは使いますよということでウイン・ウインになるということです。若者は働いてガソリン代まで払わなくていい、車も買わなくていい、働き場所はあるということで、若者もウインであるということです。私たちは雇用が生まれるわけですから、当然、私たちもウインであるということです。若者からは家賃1万円しかいただきません。ガソリン代を払わなくてよくて、自動車ローンを払わなくていいということで、若者は少しずつ裕福になります。それを金融機関に定期預金したらどうですかということを会社は推奨します。コンテナハウスと言いましても、お世辞にも広くはございません。3年後、5年後、10年後にこの定期預金を頭金にして住宅ローンを組んだらどうということを勧めようと思っています。今、実際に勧めています。本人たちもやる気です。住宅ローンを組むと、できればですけども、我が町・川南町で私の会社があるのですから、我が町・川南町で家を建てたらどうですかという働きかけができて、民間企業ならではの地方創生プラス外

国人研修生とのコミュニティーということでもしろいんじゃないかなと思っておる次第でございます。ですけども、まだまだ始まったばかりで、これから皆様方に御指導いただけたらなと思っておる次第でございます。

今後ともよろしくお願い申し上げまして、私のお話とさせていただきます。ありがとうございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、ここから、御説明いただきました事項につきましての質疑や意見交換をさせていただきたいと思えます。委員の皆様方からお伺いしたいことがあればお願いいたします。また、出席者の皆様方からも忌憚のない御意見をいただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

○山下委員 漁業者の漁協のほうはないんですけども、特に農業法人の香川さんと四位さんのところについてお尋ねしたいんですけども、外国人を受け入れるためには国内で受け入れ監理団体というものを通して受け入れることになると思うんですけども、それはお二方の農業法人につきましては直接やられているんですか。それとも、そういうものをどこかで介して受け入れをされているんでしょうか。

○四位社長 受け入れ監理団体を受け入れ機関と我々は言っているんですけども、そこは直接やらせてもらっています。具体的に言いますと、四位農園としましては、東京にあります会社を受け入れ機関としまして、そこをやりとりをして、先ほど言いましたミャンマーの、要は送り出し機関とかとのやりとりは受け入れ機関にやっていただいているというのが現状の流れです。

○香川代表 私どもは福岡で受け入れ機関と連

携してやらせていただいているんですけども、私はお話ししようと思って忘れていたんですが、今、宮崎県では各団体が受け入れ機関になろうとして少しずつ動きがあるようです。私たち宮崎県農業法人経営者協会としても受け入れ団体になりたいな、もしくは、どこかの受け入れ団体と連携させていただきたいなと思っています。と言いますのも、宮崎には受け入れ団体が多分ないんじゃないですかね。（「ある」と呼ぶ者あり）あるんですか。（「ある」と呼ぶ者あり）あんまり私たちの耳には入ってこないものですから、私たちは福岡からですから、すごいリスクというか経費がかかっています。ですけども、今さらその受け入れ団体にすると、残っている研修生と新しく入ってくる研修生の受け入れ先が違うというのも少し問題かなと思ひまして、きょういらっしゃる、県の農政の方も、そういった形でいろんな受け入れ団体とリンクしていくということですよ。これは今後やるというお話でしたので、私も勉強不足で知らなかったものですから、できれば後は宮崎でと思ひている次第でございます。

○山下委員 実は、全国には何千という国内の受け入れ監理団体があるんですね。先ほど言われたように、いろいろと国会でやられているように、逃げたとか、どこかに行ったとか、賃金の未払いとか、どうもいろいろ調べてみますと送り出し機関にブローカーが絡んだり、国内でもブローカーが絡んだりして、昔のジャパゆきさんじゃないですけども、そういう類いの受け入れ監理団体があってどうもいろんなことが発生しているというような状況のようです。

私も実はインドネシアから7名の研修生を受け入れているんですけども、一緒に私も作業することがあるんですけども、非常に本当に真面目

に一生懸命やってくれるんですね。ですから、何であんなことがあるんだろうかなと不思議でたまらなくて調べましたところ、よくない人たちの団体が受け入れをしていると。そういうところを介して受け入れたところがまた変なことをしているというのが実情のような気がするんです。ですから、今、香川代表が言われるように、宮崎県でもすばらしい受け入れ監理団体ができれば、私どもも身近で受け入れをしていただくわけです。ぜひ、そういうこともあわせて法人協会あたりでやっていただけると、今言われるように、一次産業は非常に人手不足で大変な状況ですので、私ども県ももちろん力を合わせないといけないと思うんですけども、そういう改革もぜひよろしくお願ひしたいなと思ひます。よろしくお願ひします。

○四位社長 今のところで、受け入れ機関とブローカーとの関係性みたいなのところもやっぱりあると思うんですよ。実は、弊社の実例で言うと、受け入れ機関は変わっていないんですけども、実習生が失踪するというのはあったんですね。それは、よくよく聞いてみると、よそからのブローカー業者さんからのあっせんじゃないですけども、情報ってそういう悪い情報こそ密にとれたり深くとれたりというのが世の常で、どちらかという、だまされているんですよ。彼女らはだまされて東京とか名古屋にいらなくなって、うちは名古屋だったと思うんですけども、連絡が来たら「名古屋にいますよ」ということで、聞いてみたらパスポートとかも何もなくなっている。それで、当時はいろいろやりとりをして、彼女らはうちに帰りたいという旨を言ってくれたんですけども、さすがに我々としてはなかなかそれを受け入れるわけにはいかないの、もう帰国していただいたという

のがあるんですが、ずっと同じ受け入れ機関なんです。すごく真面目に働いていて、ある日、突然そういうのがあって、話を聞いてみると、そういうのが実はちょっとありましたよというのを聞いていましたので、だから、抑止力じゃないですけども、そういうのはどうやって事前の防御策をやればいいのかというのはまだ結論が出ないんですけども、多分、そういうのはずっと続くんじゃないかなと。だからこそ、よりプラスの情報とかで固めるというか、身を守るという方向で今はやるしかないのかなというのを感じていますね。

○星原委員 お疲れさまです。それぞれ説明いただいたところなんですけど、今、我が国が人口減少、少子高齢化という時代、これはもう避けられない状況の中で、今、皆さん方のところにも外国の方がかなりみえてるみたいなんですけれども、そういう中で、今後、5年後、10年後ということになってくると、人手不足といいますか、機械だけでオートメーション化できるかということ、多分できない部分があると思うんですね。そういう形で、漁協の場合にしても、今、農業法人とかそういう皆さん方のどこにおいても、やはり人手というのは必要だと思うんです。だから、そういう場合に、今現在そうやって雇っていらっしゃって、言葉の問題なのか、一つは給料とかそういう関係の問題とか、あるいは、今、受け入れのことも出ましたが、そういう課題の中で、今後、こういうふうに変えていかないとなかなか外国から来てもらえないんじゃないかと危惧されている部分があれば何か教えていただけるといいんですけども。

○小玉参事 四位社長が言われた失踪問題に関して我々が今取り組んでいるところは、実習生は1カ月の講習期間でいいんですけども、そ

の講習期間の中で、警察と海上保安部、高等水産研修所といったところで、日本国内ではこういう問題がありますよというのを警察のほうに指導していただいて、ネットとか電話でいろんな取り組みで募集をされるというか、引っ張られるようなことがあると、あなたたちはだまされますよという指導を今現在、十数年やっているところがございます。だから、そういったきちんとした指導をやらないと、実習生も「給料が高いからおいで」と言われて逃げていくというのはあると思います。ブローカーが入ったりするというのは、そういったところで我々がきちんと指導をするというか、教えてあげないと、日本の事情がよくわかっていない人たちがたくさん来ますので、そういった面では、日本人の漁業者の乗組員もそういったことを指導していただきながら、今は安定してきているなというようなどころにはなっているところですね。

○星原委員 もう1点、今、民間のいろんな団体に怪しいところもあって、いろんな課題も出てきているのかもしれないですね。そうなってきたときに、国なり、都道府県なり、そういう行政がお互いの国で間に入ってそういう関係を結ぶというか、協定みたいなものを結んで、その信頼関係の中で契約というか、そういう形で安心して双方ができる形というか、皆さん方は受け入れ団体と言われたんですけども、行政がそういうことにかかわっていないといろんな課題が出てくるんじゃないかなというように思うんですが、そういうように思われたことはないんですか。今のやり方は民間の団体同士で、相手のほうもそういう形のほうがいいと思われているのか、お互いの国、日本あるいは宮崎県と向こうの何とか地域のそういう行政区の人たちとの間で何かやって信頼関係を築いていくほ

うがいいとか、そういうことを思われたことはないんですか。

○小玉参事 私たちは、実際は平成4年から商工会議所を通じて受け入れを行ったところがございますけれども、フィリピンだったんですが、失踪が多くて、国からストップをかけられたのですが、平成5年には新たにインドネシアから受け入れを開始したところなんです、そういったところで何が問題だったのかというところを、先週、各組合や、いろんなところが協議をしました。お互いがどういうふうに取り組めたらいいのかなというところで。地域住民の方からも怖いといっているいろんなクレームが最初はあったんです。だけれども、それを漁業者と研修生が町の人と祭りに参加したり、地域の運動会に参加したり、いろんな取り組みをやりながら、町の人が「この子たちはいい子やね」という認知を受けて今があって、失踪もなくなったというような状況ですね。だから、地域の人とのコミュニケーションがうまくいかないと、外国人の方も事業に対しては不安だらけじゃないかなと。安定してきたから先輩たちも安心して「ここはいいよ」というようなところで、働いていただいているというような状況ですね。

○星原委員 もう1点は、今言われた言葉の問題もあるし、地域差の部分もあるんですけども、先ほど香川ランチさんも言われた地域の人たちのコンテナハウスのような取り組みや祭りの話も出ましたけれども、我々日本はもともとが島国で、どうしても外国とのその辺の交流とかというのが不得手な部分が結構いっぱいあったんじゃないかと思うんです。ですから、以前は夜の商売の方々が日本に来て働いているというのが最初の実態だったんですけども、ここに来てどの業種でも人手不足で、今言われるよ

うに、外国の人たちに頼らないといけない時代にだんだん多分近づきつつあるなど。多分、5年後、10年後の時代は、今の我々の想定以上に多くの方々が入ってくるんじゃないかなという状況の中にあると思うんですよね。そうした場合に、国なり、県なり、あるいは地域の市町村なり、そういう行政と皆さん方が、どのようにしていったら今後うまくいくのか、あるいは、こういう課題があるのを何とかクリアしないと厳しいんじゃないかというような思いというか、思われていることはないんですかね。

○小玉参事 私たちの組合のほうは今のところ安定しています。人数的にも旧南郷町ですけれども、本年の6月現在で154名の実習生の受け入れをやっているところなんです。これが1人も失踪しないでもめごともないというような状況です。

ただ、今回の法律改正で新たな労働者というところで受け入れをするに当たって、外国人の労働者の枠と日本人の労働者の枠と実習生の枠があるんですよ。その中で今言われているのは、労働者の枠に関しては未定というようにはなっていますけれども、実際は大日本水産会や海員組合が今考えているのは、日本人の数対外国人労働者プラス実習生といった考え方を一つ持っておられるみたいなんです。そうすると、日本人の数が減っていけば外国人の数も減っていかざるを得ないんですよ。我々が今要望というか、盛んに言っているところは、労働者で受け入れようになった理由というのは、先ほど言われるように、第一次産業というのは日本人の方が働くというのがだんだん少なくなってきています。その中で高齢化してきています。その中でこういう労働者が必要になってきたという状況になったわけですよね。それにもかかわらず、

今のような日本人対外国人で50対50というような受け入れをされたら、もう船はカツオ船だったらカツオ船がとまってしまいますよね。受け入れ枠というのは決まっていますので、新たな外国人というのはそこから別枠で受け入れができるような体制をとっていただくような方向をやっばり見ていただきたいと思います。我々としてはそれを要望したいなというところですよ。これが一番厳しいところかなと思います。でない、もう船は続かないと思います。

○坂口委員　そのところは今後の大きい課題かなと思うんですよ。特に南郷は日本で最初に外国人材から助けられ、崎村町長だったですかね、あのときに外務省、水産庁とやり合いながら、ようやくこの突破口を開いて今に至っているから、モデル中のモデルでそんな失踪なんていうのはもうありっこないと思うんです。そして、マルシップ制度への移行というのが、人間の限界というところを通り越せないかということで始まった。流れの中では、マルシップに移行したということは、5対5あるいは半分以上というものでは現実的に成り立たないという環境があるというところが基本だから、これは守らんといかんものですね。そして、特に、例えば、今までの改善事項で給与を改善していきなさいとか、福利厚生をやりなさいとか、いろいろ生活ケアをしてあげなさいとか、僕は特に海のことしかあんまりわからんですけれども、ずっとそんなのを守ってきておられても、これは既にほぼ合格みたいなことをやってきておられますよね。そして、今後はまた宿泊所もしっかりしたところに寝泊まりさせてあげなさいとか、そこには当直を置きなさいとか、あるいは、海上保安庁や警察とも、犯罪だ、犯罪ではないという線引きをせずに前向きにこれについては

連携をとりなさい、検討会も立ち上げなさい、そういうものを着実に守ってきておられてクリアされているわけだから、やっばり五分五分の限界というのは、また僕らは意見書とかいろいろな方法もあるんですけども、そこらを使ってでもこれはやっていかないと、インドネシアなり、フィリピンなり、あるいはミクロネシアなりとせっかく築いてきた信頼関係は大切なことだと思うんですね。

さっきから失踪されたとあったけれども、これはいろんな受け入れ機関とか、そういった関連する団体とか個人の問題ではなくて、そこに介入してくる第三の勢力との横の連携だから、これは全く別です。外国人受け入れという制度に係る取り締まりなり、あるいはそういった監視なりではなくて、これは一般的な犯罪扱いでのだまされる子たち、引き抜かれる子たち、そして、とんでもないところ、昔はタコ部屋みたいなことを言っていたんですけれども、これはやっばり整理していかないと、もう一定の過渡期に来ているものです。新たな成熟期に入っていくということで、今、僕らも大きい問題として認識していますので、今後、いろいろ情報をいただきながら、やれることはやっていきたいなと思っています。

それで、こんなことを言いながら、一、二点なんですけれども、一つ、気仙沼に行く経験者扱いというのがちょっと厳しい面、気仙沼に入港した経験のある人たちについては、ほかの船に乗るときに何か厳しいものがあるとかいう話を聞いたことがあるんですけど、こんな実態って聞かれていますかね。（「そういう話は」と呼ぶ者あり）聞こえていませんですかね。（「マルシップのほう」と呼ぶ者あり）マルシップ。（「マルシップのほうでもそういう話は」と呼ぶ者あ

り）聞かれていませんね。何か起こっているのかなと思った。僕の勘違いか記憶違いかもしれないですけども、そこが一つと、これの整理はどうなるんですかね。大臣許可と知事許可。マグロ船の9トン型の知事許可、19トン型は大臣許可で近海漁業ができるという範囲になるんですけども、今聞いていると、マルシップでやっておられるんですけども、これは9トン型でもマルシップは可能だったんですかね。

○福嶋総務部長 小型二種という許可をとらなくちゃいけないんですね。その許可船がマルシップ船を活用できるというふうになっております。なぜかといいますと、200海里を超える操業をやるというのが条件になっておりまして、200海里を超え、外国海域での操業というのがマルシップ制度が活用ができるというようになっております。

○坂口委員 やはり二種漁船になってくるんですね。それが一つと、そこに行くのにベッド数がありますよね。船員の定数というんですかね。それと、今後、クロマグロ規制でオブザーバー制度が始まったではないですか。これが使うベッドと、船員が1人減ることによるものと、自分のところは外国人を何人は確保できているので、これは維持していきたいというものがありますよね。そこで免状を持つ船長、機関長、通信、通信はダブルで持っていたにせよ、ベッドを1つあけなきゃいけない。そのとき、日本人は船舶の関連法でぎりぎりの人材しか持っていない。現実的には、この運用の中でいくと、せっかくの外国人をどこかに休ませてお金を置いておくしかないと思うんです。その人に給与を支払ったり、生産奨励金を出したりというものが今後の問題かなと。今年みたいに特に早く達成量、割り当て量をとってしまったら漁はできな

い。最盛期には1人船員は減らさないといけなかったとき、今後、ここらの整理というのは必要ないですかね。

○小玉参事 うちもそういう経験がありまして、オブザーバーが乗ってくる段階はもう早目にわかっていますので、船員1人をおろして帰国させるしかないんですよ。だから、置いておくというのは多分できないと思うんですよ。帰国するしかないという状況です。だから、オブザーバーが終わった時点で再入国できるような手続になります。あとは、オブザーバーがどれだけ働いてくれるかというところです。働いたらいけないんですけども、そのオブザーバー次第では働いてくれるんです。だから、後はもう船の中でどういう話になるのかというところじゃないかと思います。

○坂口委員 そのこのところが、1人登録してその人を帰してそこで一旦切れると、足りなくなった場合、そのときに我が社に帰ってきてくれるという保障というのがものすごく厳しいかなというのと、向こうも飯を食わざるを得ないというせっぱ詰まった事情がある。オブザーバーにちょっと手伝えというどころか、おいしい物を飲ませ食わせしないと、これは30キロ以下だ、以上だとか、やたらうるさいのもいるし、ちょっと忙しくなった、眠くなるとベッドで休むのもいるし、だから、そこらのところがさっき言われた五分五分と同時に、現実問題として新たな課題が出てきていて、オブザーバーの扱いが香川さんのところのコンテナハウスじゃないんですけども、何らかで定数プラスオブザーバーは別枠で見られるとか、そこら運用の上で何かできるかいいのかなと思ったり、チャーターだからそこらがわからないんですけども、帰してる期間についての外国船での雇用関係の保

険みたいなの適用対象になったりとか、何かないかなと思うんですけどね。

○**福嶋総務部長** おっしゃっていただいて本当にありがたい話だと思うんですね。実際、オブザーバーは資源管理ということで乗船するという流れになっておりますので、船舶に関しましてはどうしても船舶法の中で登載人員というのが登録上はございます。その中で乗船する人数が決まってまいりますので、それを越えることができないということが一つ。登録人数を変えることもできますが、ただし、変える際には、人数ほどの居住空間、ベッドが要するということがその中の条件に入っております、どうしてもそこが船の船型上、改造しなくちゃいけないとかいう問題の中でやっぱり厳しい問題があるというふうになっています。

○**坂口委員** そこですね。オブザーバーが決まれば、手続をとってプラス1をやるけれど、ベッドをあけるというのが前提ですものね。

○**長友参事** 私のほうから一言お願いします。今、まさに坂口委員のほうから出たオブザーバーの経費関係なんですけれども、今ほど、福嶋部長が申されたように、WCPFCの資源管理ということですので、我々漁協系統団体としましては、これは本来資源管理、国のやるべき仕事じゃないかという認識を持っておるものから、毎年、陳情要望の中に、漁業者の負担が、2分の1だけ国のほうから補助をいただいております、自前で2分の1を苦しい経営の中から出して、そういった資源管理を漁業者がみずからやっているという実情にあるものですから、ぜひ、委員の皆様には再確認をしていただきまして、何とかそちらの負担軽減についてお力をいただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○**脇谷委員** すごく単純な話なんですけど、漁業と農業のどちらに聞いたらいいのかわからないんですけども、日本人の若者が中央に行くのは給料が高いからということで行かれるわけなんですけれども、外国人労働者の方はこちらの宮崎のほうに来られて、先ほどおっしゃったように、SNSを使って全国どこからでもこっちのほうが給料は高いとか、悪いブローカーじゃないですけども、そういった人たちの勧誘に引き込まれてしまうということがあると思うんですが、日本全国、給料という面では同じぐらいなんでしょうか。

○**小玉参事** 漁業は同じです。漁船漁業で取り決めがされています。海員組合というのが入ってまして、あと、うちの団体の全近かつ協というところと大日本水産会というところと法務省等で協議をしながら決定したというところですよ。納得をしてもらわないと給料を払っても問題が生じます。一緒です。

○**四位社長** 農業に関しては最低賃金以上というところでやっていますので上限はないんですけども、場所によって多分違うと思います。

○**脇谷委員** 場所によって違うというのは。

○**四位社長** 賃金ですね。宮崎県の最低賃金と首都圏の最低賃金は多分違うと思いますので、たしかそれ以上であることということだったと思うんですけども、違うんじゃないかなと思いますね。

○**福嶋総務部長** 漁業のほうのマルシップ制度も同じでございます。全国統一で賃金のほうは決まっているということになっております。

○**香川代表** 四位さんがおっしゃるとおり、恐らく、農業部門でしたら最低賃金制になっていますので違いがあると思います。そうなると、今度は地方の農業ってますます疲弊しちゃ

うよねという一つの問題が発生するんじゃないかなと思っていますけれど。

○脇谷委員 農業に関しましてなんですけれども、向こうの受け入れ機関のほうが、川南だとか、そういうほうに来てくれというのを外国人の方に言うのか、それとも、外国人の方が例えば四位農園とか香川ランチに行きたいというふうに言われるのか、どちらなんですか。

○香川代表 送り出し機関がチョイスというか、集めて、そこで面接するような形ですから、私たちがよろしくというわけじゃないと思います。

○山下委員 外国に出るときにも、こっちから受け入れを要望して募集するから、香川さんのところに行くことは決まってくる。募集したところに来るということ。

○四位社長 恐らく、今の質問のところで言うと、例えば、向こうから技能実習生でいうと面接をする機会がまずはあるんですよ。そのときに、どういう基準で面接をする側、される側の接点が設けられるのかということや、例えば、明確に宮崎県に行きたいとかというのは多分ないと思うんですよ。つい先日行ったミャンマーで私は面接をしてきたんですけど、「農業をしたいです」、「四位農園で働きたいです」というプレゼンじゃないですけど、自己アピールをしてくれた女性の家に行ったんですよ。車で3時間上って、何か小さな手こぎボートみたいなので川を1時間渡って行ったら、電気もしっかり通っていないようなところだったんですよ。そこで彼女の親族とお会いして、最初に「宮崎は東京の近くですか」と聞かれたんですよ。「いや、東京の近くじゃないですね」と言いました。「じゃあ、大阪ですか」と聞かれて、「いや、大阪じゃないです。福岡がまだちょっと近いですかね」と言ったら、「福岡はわかりま

せん」というような形なので、基本的な情報がどこまで入っていて、彼女らの意思でどういうふうにしているかというのは正直わからないところがありますね。なので、もしかしたら、先ほど、送り出し機関、受け入れ機関、行政との絡み、先ほど県のほうでもパートナーシップの話とかがあったと思うんですけども、まだまだ認知はされていないところが多々あって、いろなきっかけというか、ひも解く鍵みたいなものはそういうところにもあるんじゃないかなという感じはちょっと受けました。

○小玉参事 漁業は漁協が監理団体となりますので、現地の送り出し機関に募集をかけて、我々職員が現地に行って面接をして、選抜された人たちが入国してくるという形になっています。だから、漁業の場合はまず、顔を全然知らないという人たちではないんですよ。そこが農業のほうとは違うのかなという気がしますね。自分たちが選んだ人たちが入ってくるということです。

○四位社長 面接をするのは一緒に、面接をする対象者の背景とかまではちょっとわからなくて、面接した人たちが実際に来て働くという流れは多分一緒ですね。

○脇谷委員 最後に、香川ランチの社長なんですけど、川南に来てもらいたいということをお願いされるということは、受け入れるときからそうやっておっしゃるということですかね。

○香川代表 そうですね。少しでも認知していただかないといけないと思ひまして。実際にあったことなんですけれども、次の次に来るぐらいの人たちを3人面接したんですよ。そうしましたら、当然、面接したということは向こうが川南町に来たいから面接するわけですよ。合格者を決めますよね。そうしたら、お一人は家族

に反対だと言われて来てくれないということでした。地方格差かとは思いますが、間違っても香川ランチだから行くなとは言われていないと思うんですよ。ただ、家族が反対したという理由で1人来れなくなったとは言われました。

○星原委員 3年の制度が5年に伸びましたよね。多分、この2年というのは、やっと仕事を覚えて本格的に使えるなと思っての2年じゃないかなというふうに思うんですよね。そうすると、今後は、そういう中でお互いに双方で話がつけば、仮に5年が7年に延びると、戦力としてどうだかと思われていることはありませんか。5年ぐらいで大体入れかえの流れがうまくできればそれが一番ベターだと思われていますか。

○小玉参事 我々は、実習制度が3年プラス2年になってよかったと思っていました。しかし、労働者の受け入れが始まるということで、実習生は365日置いておかないといけないんですよ。でも、カツオ船なんかは9カ月ぐらいしか働かないんです。そうすると、3カ月は働かない期間でも給料をやらないといけないんですよね。そういうことも問題の一つなんです。でも、実習生の方々は一生懸命頑張ってくれるんです。だけれども、この新たな外国人の取り組みが始まって、我々がそっちのほうに移行したいというのは、そういう費用面も考えてなんですけれども、ある程度高くなっても来ていただいて、仕事が終わった時点で母国に帰っていただいて、ゆっくり休んでいただいて、新たな気持ちでまた来年来ていただくという取り組みをやっていけたらというふうには考えているところなんですよ。

派遣の資格ということで水産庁と勉強会を開いて勉強させてもらったりしたんですけれども、

派遣の場合は受け入れ機関が派遣業者になるわけですよね。そうすると、漁業者にあっせんしても、漁業者の仕事がなくなると、その人たちは帰らせることができないんですよ。そうすると、組合が給料を払っていかないといけないというリスクが大きくて、これはできないです。そうなれば、登録支援機関という形で受け入れをすると、本人たちも来て、働いて、終わったら帰ってゆっくり家族と一緒に休んでいただいて、また新たに来ていただくという取り組みをやりたいということです。3年からプラス2年というのは、その2年間で365日置かないといけないというルールからいくとちょっと厳しいなと思います。それだったら、3年プラス労働者として5年という形にすれば、継続的な雇用ができていくんじゃないかなというところで我々は考えて、来年の2月を目標に取り組んでいるところでございます。

ただ、先ほど言ったように、外国人と日本人との労働者の割合が同じような割合でいくと、我々としては非常に厳しいかなというところでございます。

○星原委員 農業法人のほうはどう思われますか。同じですか。

○四位社長 本当に個人的な意見なんですけれども、うちは3年から5年に延びてすごく助かっています。できることであればもっと延ばしてもらいたい。こういうところで話すことではないかもしれないんですけれども、できれば期限を決めずに一緒にやっていけたらなというところがありまして、根本的には、最初に言いましたように、弊社は農作業が中心なんですけれども、あわせて冷凍加工の加工場もやっておりますので、もちろん強弱はあるんですけれども、最低限の仕事はずっとつくっているんですね。

そういった中で、今、実習生を受け入れる枠というのは決まっているんですね。従業員に対して何%の割合でみたいなのがあるんですけども、もともとの日本人が減ってきていると、実習生もなかなか受け入れしづらくなるとか、優良事業所ですとかは条件をクリアすればそれがまた変わるんですけども、全体的な数が減ってきているというのはありますので、今回の3年が5年になるというのは本当にうちはありがたいですね。

○香川代表 本当に私見なんですけれど、私は3年のほうがいいです。理由は2つございまして、一つは、50人未満の法人でしたら3人がマックスなんですよ。私たちはグループで130人ですけど、会社が3つありますので、50人、50人、30人の社員なんですけれど、50人未満ですから3人がマックスです。そうするとき、会社でルールを決めておまして、採用する人は今のところ女性ばかりなんですけれど、19歳、19歳、20歳と決めているんですよ。その3人の中で20歳の方がリーダーで、そこで1つのコミュニティをつくるよということです。そうすると、翌年は20歳、20歳、21歳で、3年目は21歳、21歳、22歳になりますよね。そういうピラミッドを一生懸命つくっているんですけど、今問題なのは、3年目の人が1人は帰って結婚したいと言うんですよ。あと2人が残りたいと言っているんですよ。そうすると、せっかく構築したピラミッドが壊れてしまうな、どうしようかなということですね。こっちに来てくださいと言ったのに、帰ってくださいなんていうことは今さら言えませんので、その組織をどうやって編成していこうかなという問題が一つと、もう一つは、3年間でなれちゃって、京都へ旅行に行くから有給を下さいとか、「えー」というよ

うな人が出てきたんですよ。そういう人は半分観光なのかな、労働者として来ているのかなというのがちょっとあります。多分おうちが裕福なんですよ。そういう人は有給をとって旅行に行ったりするんですよ。せっかくの外国人研修制度のいい感じのものが、長い間いると、何かちょっとなあなあになっちゃうのかなというあくまでも私見ですけど、そう思っております。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 では、質疑等もないようです。もし、参加の皆様方から言い残したことやこれだけは言っておきたいというものがあれば、よろしいでしょうか。

それでは、私のほうから一言お礼を申し上げます。本日は大変お忙しい中、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。委員一同、皆様方からいただいた御意見、また、質疑応答の中身等、今後、我々の委員会活動につなげてまいりたいと思いますし、先ほど出たような問題意識を我々も持って今後取り組んでまいりたいと思っております。皆様方の今後ますますの御健勝、御発展を御祈念申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○西村委員長 では、委員会を再開いたします。

協議に入りたいと思いますが、協議1、県南調査であります。

資料3をごらんください。

前回の委員会におきまして、調査先について

御一任いただきましたので、ごらんのような日程案を作成しております。

8月28日ですが、初めに、宮崎バングラデシュモデルと言われるバングラデシュからのIT技術者の受け入れに、JICA、宮崎大学、宮崎市と提携して取り組んでいる教育情報サービスに伺います。次に、留学生・外国人研究者の生活・就学支援に取り組んでいる宮崎大学国際連携センターを訪問し、その次に、技能実習生を受け入れている高岡町にあります加藤えのきに伺って、実際働いている現場を視察させていただき予定となっております。宿泊は都城市内となります。

翌日ですが、都城農業高校を訪問します。6月の委員会の説明にもありました長期の実習体験や小学生に対する食育事業を行うなどのキャリア教育の取り組みが進んでおりますので、この高校を訪問予定としております。次に、技能実習生を受け入れている高城町にありますベジエイトに伺い、実際に働いている現場を視察させていただき予定としております。

この県南調査につきましては、調査先との調整も進めさせていただいておりますので、この案で御了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。諸般の事情により若干の変更が出てくる場合もあるかもしれませんが、正副委員長に御一任いただきますようお願いいたします。

また、8月8日、9日は県北調査を用意しております。

資料4に、詳細が入った日程表を入れております。

なお、調査時の服装につきましては、夏季軽

装にてお願いいたします。

次に、協議事項2の県外調査についてでございます。

県外調査は10月16日から18日の日程で予定しておりますが、次回の委員会が9月26日となりますので、次回の委員会では時間がないことから、調査先についての御協議をいただきたいと思っております。県外調査の訪問先について御意見がありましたらお願いいたします。こういうのが見てみたいとかはないでしょうか。特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 特にないようですので、県外調査の内容につきましては、正副委員長に御一任いただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ぜひまた個別に御意見をいただけると助かります。産業人財・育成も非常に何回もやっておりますので、行き先も非常に限られてきているところがありますので、お知恵を貸していただきたいと思っております。

次に、協議事項3、次回委員会についてありますが、9月定例会中の9月26日を予定しております。今、正副委員長のほうで、みやぎん経済研究所から、本県や全国の雇用予測等を踏まえた研究成果について、杉山主席研究員に来ていただくように要請をしておりますが、そのような意見交換でもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでよろしくようお願いいたします。

最後に、協議事項4、その他で委員の皆様方から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、次回委員会

令和元年7月26日（金曜日）

は9月26日の10時を予定しております。よろしく
お願いいたします。

それでは、本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時45分閉会

署 名

産業人財育成・外国人雇用対策特別委員会委員長 西 村 賢